

高齢者・
障害者・
ひとり親世帯
対象

区内の民間賃貸住宅の賃貸借に際して
保証会社の利用をお考えの方、新たに保証委託契約を締結して1年以内の方は、
ご相談ください。

新宿区家賃等債務保証料助成のご案内

区内の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。



保証料の一部助成

一定の要件を満たす世帯が、新たに保証委託契約を締結した場合に
保証会社に支払った保証料を初回だけでなく最長10年間助成します。

申請書提出期限(郵送でも可)

初回保証料:保証委託契約締結日の翌日から起算して1年以内
継続保証料:保証期間が始まる日の翌日から起算して1年以内

助成金

保証料と助成限度額を比較して低い金額(百円未満の端数切捨)

助成限度額

単身世帯:36,000円 2人以上世帯:45,000円

保証料助成対象要件について

主な資格要件は次のとおりです。

- ① 保証委託契約締結日の前日に世帯全員が新宿区内に居住し、住民登録している次のア～ウのいずれかの世帯であって、緊急連絡先があること
 - ア 高齢者世帯 60歳以上の方のみの世帯
 - イ 障害者世帯 次のいずれかの手帳の交付を受けた方がいる世帯
 - ・身体障害者手帳 1級～4級
 - ・愛の手帳 1度～3度
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ウ ひとり親世帯 父又は母のいずれかひとりが、18歳未満の児童と同居し、監護する世帯
 - エア、イ、ウに準ずる世帯 準ずるものとして区長が認める世帯
- ② 保証料助成金交付申請日までに保証委託契約の対象となった区内の民間賃貸住宅に入居し、住民登録している世帯であること
- ③ 前年度の住民税を滞納していない世帯であること

協定保証会社のあつ旋
は裏面へ！

申請・
問合せ

新宿区 都市計画部住宅課 居住支援係
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所本庁舎7階15番窓口

TEL 03-5273-3567 FAX 03-3204-2386

協定保証会社のあつ旋

協定保証会社(新宿区長と協定を締結した保証会社)のあつ旋を利用すると、
ご高齢・連帯保証人なしでも一般よりも低い保証料率で保証委託契約を締結できます。
賃貸物件を仲介する不動産店を通じて又は下記の申請先で、
協定保証会社のあつ旋を申し込みます。郵送でも受け付けています。

？ 保証委託 契約とは

保証会社は、賃借人との保証委託契約、賃貸人との保証契約に基づき、賃借人が賃料等を滞納したときに賃貸人に賃料等を支払います。保証会社は賃貸人に支払った費用について、賃借人への求償権を有するため、賃借人は、滞納した賃料等を保証会社に支払う義務があります。

？ 保証料 とは

月額賃料・共益費等の合計額に保証料率を掛けて算出します。保証会社により保証料率が異なります。保証料率・保証内容についてはお問い合わせください。

あつ旋対象世帯

1から3までの全てに該当する世帯です。

- あつ旋申込日の前日に、新宿区内に居住し、住民登録している次のいずれかの世帯であること

イ 高齢者世帯
60歳以上の方のみで構成される世帯

ロ 障害者世帯
次のいずれかの手帳の交付を受けた方がいる世帯
・身体障害者手帳・愛の手帳・療育手帳精神障害者保健福祉手帳

ハ ひとり親世帯
父又は母のいずれかひとりが、18歳未満の児童と同居し、監護する世帯

ニ、ロ、ハに準ずる世帯
準ずるものとして区長が認める世帯

- 新宿区内の民間賃貸住宅に居住するため賃貸借契約(更新契約を含む。)を締結すること
- 緊急連絡先(親族、友人、知人等)があること

協定保証会社

次の7社です。

保証会社が独自に審査した結果、保証委託契約を断られることがあります。

- (一財)高齢者住宅財団
- (株)宅建ブレインズ
- エルズサポート(株)
- (株)Casa
- フォーシーズ(株)
- 日本セーフティー(株)
- レスト・ソリューション(株)

あつ旋申込み手続

賃貸物件が決まったら、その物件を仲介する不動産店の窓口で、**あつ旋申込書※と統一保証委託申込書※又は保証会社が指定する保証委託申込書**に記入し、新宿区都市計画部住宅課居住支援係にFAXで提出していただくことにより、簡単に新宿区の協定保証会社を利用できます。

※**あつ旋申込書及び統一保証委託申込書(新宿区専用)**は、新宿区のホームページからプリントアウトできます。ただし、次の2社のあつ旋を利用する場合は、**統一保証委託申込書(新宿区専用)**を使用できません。

- 日本セーフティー(株)……保証会社の所定の書式を使用してください。
- (一財)高齢者住宅財団……約定書を締結後に高齢者住宅財団から送付される保証委託申込書を使用してください。

- まず、賃借人様は、不動産店様とご相談のうえ、利用可能な協定保証会社を決めてください。
- 次に、賃借人様は、あつ旋申込書の署名欄と太枠内、統一保証委託申込書の署名欄と申込者記入欄に記入してください。
- 不動産店様は、②の統一保証委託申込書の取扱店記入欄に記入し、あつ旋申込書の内容と一致していることを確認し、住宅課にFAX送信し、住宅課にご一報ください。
- 住宅課担当から不動産店様あてに、あつ旋年月日を記入したあつ旋申込書と統一保証委託申込書をFAX返信してあつ旋を決定したことを通知します。

新宿区役所の開庁日にFAX送信を受け、審査を開始しますが、申込者の世帯状況やFAX送信を受けた時間によっては、審査結果を当日お知らせできないことがあります。

あつ旋決定後の手続

不動産店様は、住宅課担当からFAX送信されたあつ旋申込書と統一保証委託申込書を保証会社にFAX送信して保証会社に審査を申し込み、保証会社からの審査結果をお待ちください。

保証委託契約の手続等

保証料は、賃料・管理費・共益費・駐車場使用料・その他固定費(火災保険等の保険料を除く。)の月額の合計額((一財)高齢者住宅財団は、賃料・管理費・共益費の月額の合計額)に保証料率を乗じて算出した金額ですが、下限に満たないときは下限とします。保証会社によって、端数の処理が異なります。

- 不動産店様は、協定保証会社から保証委託契約を可とする通知を受けたら、賃借人様から保証料をお預かりして協定保証会社のご指示に従って保証委託契約手続きを開始し、協定保証会社に保証料領収書の速やかな発行を依頼してください。
- 賃借人様は、協定保証会社から保証料の領収書が届いたら、表面下記の申請・問合せ先にご連絡ください。